【横浜市北部児童相談所】会計年度任用職員（日額職・臨時）
相談指導担当児童福祉司補助業務（週２日勤務）（令和８年12月１日採用）募集要項

1　業務内容
（１）児童対応（保育、保護所送迎、通院同行等）
（２）電話の取り次ぎ
（３）資料の作成補助・ファイリング
（４）面接同席、面接記録作成
（５）その他児童福祉司の補助業務
（６）大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2　勤務場所
横浜市北部児童相談所（横浜市都筑区茅ケ崎中央 32-１）

3　応募資格
（１）社会福祉職（次のア～エのいずれかに該当する者）
ア　社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者
イ　社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
ウ　厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち３科目以上を履修し、卒業した者
エ　福祉事務所（※１）において相談・援助業務の実務経験が５年以上ある者
（※１）福祉事務所とは、社会福祉法第 14 条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。（例：区役所で保護業務を担当する部署、高齢者・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等）
（２）パソコンの基本的な操作が可能であること
（３）窓口・電話対応ができること
（４）次のいずれにも該当しないこと
・児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
・過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

4　募集人数
１名

5　勤務条件及び報酬
（１）任 用 期 間　令和８年 12 月１日～令和９年３月 31 日
（２）勤務日・時間　週２日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前８時 45 分～午後５時 15 分（休憩時間　午後０時～午後１時）
（３）給　　与　日額 12,720 円（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります）通勤費用（実費相当額）を別途支給
（４）休　　暇　年次休暇等
（５）社 会 保 険 等　なし
※その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6　応募方法
（１）提出書類
会計年度任用職員申込書（所定様式）、作文用紙（所定様式）、資格を有していることを確認できる書類（写）
※様式は横浜市ホームページよりダウンロードできます。
※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
（２）提出方法及び提出期限
持参又は郵送
令和８年11月9日（月）正午　必着
※持参時の受付：月曜日～金曜日の午前８時 45 分～午後５時（閉庁日を除く）
※郵送の場合の送付先
〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央 32－１　横浜市北部児童相談所　会計年度任用職員担当あて

7　選考
（１）選考方法　書類選考及び面接選考を実施します。
（２）選考日程　**令和８年11月11日（水）午後　予定**
※日時は令和８年11月９日（月）以降に電話でお知らせします。
（３）面接会場　北部児童相談所（市営地下鉄センター南駅から徒歩６分、都筑区総合庁舎２階）

《お問合せ》横浜市北部児童相談所　会計年度任用職員担当
〒224-0032　横浜市都筑区茅ケ崎中央 32-１
電　話　045-948-2441 ／ FAX　045-948-2452

【横浜市北部児童相談所】会計年度任用職員（日額職・臨時）
相談指導担当児童福祉司補助業務（週３日勤務）（令和８年12月１日採用）募集要項

1　業務内容
（１）児童対応（保育、保護所送迎、通院同行等）
（２）電話の取り次ぎ
（３）資料の作成補助・ファイリング
（４）面接同席、面接記録作成
（５）その他児童福祉司の補助業務
（６）大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2　勤務場所
横浜市北部児童相談所（横浜市都筑区茅ケ崎中央 32-１）

3　応募資格
（１）社会福祉職（次のア～エのいずれかに該当する者）
ア　社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者
イ　社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
ウ　厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち３科目以上を履修し、卒業した者
エ　福祉事務所（※１）において相談・援助業務の実務経験が５年以上ある者
（※１）福祉事務所とは、社会福祉法第 14 条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。（例：区役所で保護業務を担当する部署、高齢者・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等）
（２）パソコンの基本的な操作が可能であること
（３）窓口・電話対応ができること
（４）次のいずれにも該当しないこと
・児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
・過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

4　募集人数
１名

5　勤務条件及び報酬
（１）任 用 期 間　令和８年 12 月１日～令和９年３月 31 日
（２）勤務日・時間　週３日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前８時 45 分～午後５時 15 分（休憩時間　午後０時～午後１時）
（３）給　　与　日額 12,720 円（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります）通勤費用（実費相当額）を別途支給
（４）休　　暇　年次休暇等
（５）社 会 保 険 等　横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。
※その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6　応募方法
（１）提出書類
会計年度任用職員申込書（所定様式）、作文用紙（所定様式）、資格を有していることを確認できる書類（写）
※様式は横浜市ホームページよりダウンロードできます。
※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
（２）提出方法及び提出期限
持参又は郵送
令和８年11月９日（月）正午　必着
※持参時の受付：月曜日～金曜日の午前８時 45 分～午後５時（閉庁日を除く）
※郵送の場合の送付先
〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央 32－１　横浜市北部児童相談所　会計年度任用職員担当あて

7　選考
（１）選考方法　書類選考及び面接選考を実施します。
（２）選考日程　**令和８年11月11日（水）午後　予定**
※日時は令和８年11月９日（月）以降に電話でお知らせします。
（３）面接会場　北部児童相談所（市営地下鉄センター南駅から徒歩６分、都筑区総合庁舎２階）

《お問合せ》横浜市北部児童相談所　会計年度任用職員担当
〒224-0032　横浜市都筑区茅ケ崎中央 32-１
電　話　045-948-2441 ／ FAX　045-948-2452